

03

自宅と目的地を結ぶ地域の公共交通 デマンド型乗合タクシー

きめ細かな利用が可能 便利な日常の移動手段

通院や買い物など、日常生活の利便性の向上のため、市内の4地区(迫町森地区、東和町米川、錦織地区、中田町浅水地区)において、デマンド型乗合タクシーを運行しています。

デマンド型乗合タクシーは令和2年度に実証運行を実施。本年度から本格運行を開始しました。住民バスよりもきめ細かく目的地を結び、高齢者などに優しい地域内の交通手段として、利用できます。

電話で簡単に予約 自宅軒先まで送迎

デマンド型乗合タクシーは、電話で予約すれば、自宅まで迎えに来てもらえます。バス停までの移動が困難な人に優しい公共交通です。同じ時間帯に予約が重なれば、他の利用者と乗り合いとなり、世間話などを楽しみながら

ら目的地へ向かえます。

行き先は、登録された医療機関や商店、公共施設などの拠点と自宅です。一部町域外の拠点もありますが、基本的に町域内を運行します。本格運行に伴い登録拠点を増やした地区もあり、移動範囲が広がることで、より便利になりました。

利用登録をするとい回300~500円で利用することができま。未登録者は倍額です。

未登録者を対象に無料 でお試し乗車体験実施

8月から10月まで、一部地区(迫町森地区、東和町錦織地区、中田町浅水地区)で、デマンド型乗合タクシーの未登録者を対象に、デマンド型乗合タクシー無料お試し乗車を実施します。

無料お試し乗車体験を実施するコミュニティから、2回分の無料お試し券が毎月配布されます。利用登録をしていない場合は、この機会にぜひ

ご利用ください。

【利用時連絡先】

- 森地区
 - ▼森地区コミュニティ推進協議会(森公民館) ☎0220(22)8387
 - ▼石ノ森観光 ☎0220(23)9822
 - 米川地区
 - ▼米川地域振興会(米川公民館) ☎0220(53)4155
 - ▼米谷交通 ☎0220(42)3150
 - 錦織地区
 - ▼錦織地域振興会(錦織公民館) ☎0220(53)3003
 - ▼石ノ森観光 ☎0220(23)9822
 - 浅水地区
 - ▼浅水コミュニティ運営協議会(浅水ふれあいセンター) ☎0220(34)2008
 - ▼石ノ森観光 ☎0220(23)9822

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係) ☎0220(22)2173

04

道路に張り出した 樹木は伐採を

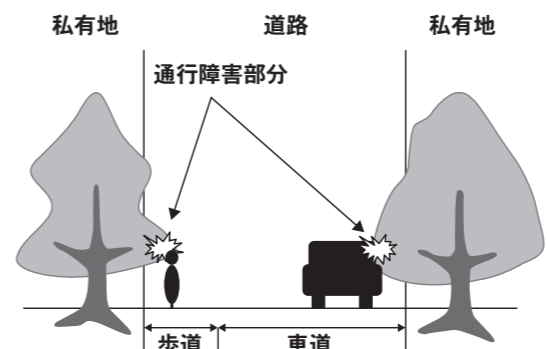
樹木の枝葉は土地所有者が適切な管理を

道路に張り出した樹木の枝葉は通行上大変危険で、道路に張り出した枝に自動車やバイクが接触するなど、時として思いがけない事故を招く原因になることがあります。

私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があります。次のような状態の樹木などの所有者は、伐採または枝払いをするなど適切な管理をお願いします。

- ▼道路・歩道に枝が出ている
- ▼枯れ木、枝折れなどにより通行に支障がある(またはその恐れがある)
- ▼道路標識やカーブミラーが見えにくい
- ▼大型車両などの通行に支障がある

これらが原因で交通事故が起きた場合は、樹木などの所有者が責任を問われることがあります。



【作業時の注意事項】

- ▼電線や電話線のある場所での作業は危険を伴う場合があります。事前に最寄りの東北電力やNTTに連絡し、立ち会いの下で作業してください
- ▼作業する際は、通行車両・自転車および歩行者の安全の確保をお願いします
- ▼はしごからの転落などに十分ご注意ください

【問い合わせ】建設部建設総務課(道路河川管理係) ☎0220(34)2365

05

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)を支給

雇用動向の悪化による収入減少や食費などに関する支出の負担増加の影響を踏まえ、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給します。ひとり親世帯と重複して受給することはできません。

【支給対象者】▼令和3年度の住民税均等割が非課税である人で次のいずれかに該当する人
①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている
②令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当に係る受給資格などの認定を受けた
③令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育するまたは令和3年4月1日以降に新たに児童を養育するに至った
▼令和3年3月31日において、18歳未満の児童(障がい児)については20歳未満)の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

【申請方法】支給には申請が必要ですので、申請書に必要書類を添付して総合支所窓口へ提出ください
※支給対象者のうち①、②に該当する人は申請は不要です
【申請に必要なもの】①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)②簡易な収入(所得)見込額の申立書(家計急変者)
※令和3年1月以降の給与明細書、年金振込通知書などの収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください
③本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)の写し
④通帳またはキャッシュカードの写し
⑤戸籍謄本、住民票など(申請者と児童の關係性を確認する必要があります)

国や県、市など行政への意見や要望に、行政相談委員が応じます。相談は無料で秘密は守りますので、気軽にご相談ください。

【問い合わせ】総務部総務課(総務係) ☎0220(22)2091

担当地区	開設場所	問い合わせ
迫	迫老人福祉センター	迫総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(22)2213
登米	登米老人福祉センター	登米総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(52)2111
東和	東和総合支所相談室	東和総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(53)4111
中田	中田老人福祉センター	中田総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(34)2312
豊里	豊里高齢者趣味の交流館	豊里総合支所市民課(地域振興係) ☎0225(76)4111
米山	米山総合保健福祉センター相談室	米山総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(55)2111
石越	石越総合支所ボランティア室	石越総合支所市民課(地域振興係) ☎0228(34)2111
南方	南方公民館会議室	南方総合支所市民課(地域振興係) ☎0220(58)2112
津山	津山老人福祉センター会議室 津山公民館	津山総合支所市民課(地域振興係) ☎0225(68)3111

※開設日時は、各総合支所市民課へ問い合わせください

06

行政への意見・要望を受け付けます

ひとり親家庭の父母を対象に自立支援事業を実施

①自立支援教育訓練給付金
厚生労働大臣が指定するパソコン関係、社会福祉・保健衛生関係などの講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します(受講前の手続きが必要です)

②高等職業訓練促進給付金
看護師や保育士などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について、生活の安定を図るための費用の一部を支給します
※入学前の事前相談が必要です。令和3年度に限り6カ月以上の訓練を必要とする資格も対象です

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係) ☎0220(58)5562

【支給額】児童一人当たり一律5万円
※ひとり親世帯分の支給対象になった児童については対象

【申請期限】令和4年2月28日(月)
【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係) ☎0220(58)5562

(東和地区) 佐藤 裕孝さん	(登米地区) 高橋 眞一さん	(迫地区) 齋藤 輝雄さん
(米山地区) 柳渕 亨さん	(豊里地区) 志賀 裕子さん	(中田地区) 佐藤 正満さん
(津山地区) 山形 利文さん	(南方地区) 佐々木 菊枝さん	(石越地区) 佐々木 孝夫さん